

令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

監査論の的中問題をご紹介します！

■令和5年論文式試験 監査論 第1問 問題2 問2

問題2 監査基準「第一 監査の目的」について、次の **問1** 及び **問2** に答えなさい。

問2 「第一 監査の目的」では、適正性に関する意見の表明に加えて準拠性に関する意見の表明について規定されている。それぞれの意見を表明するに当たって、監査人が行う判断の内容の共通点及び相違点について説明しなさい。

■資格の大原 2023年合格目標 監査論 論文基礎演習 第4回 第2問 問題3

問題3 適正性に関する意見と準拠性に関する意見を表明するに当たり、監査人が検討する事項の一つとして、財務諸表の表示方法が適切であるかどうかの判断がある。当該判断に関し、監査人が検討する事項を比較して説明しなさい。

令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

租税法の的中の問題をご紹介します！

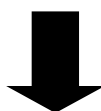
■令和5年論文式試験 租税法 第1問 問題1 問2

問題1 次の事案について、以下の **問1** ~ **問4** に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

A社及びB社は、陸運業及び物品販売業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。B社は、A社の発行済株式の全てを保有している。資本金の額は、A社が5,000万円、B社が5億円である。

B社は、令和4年4月20日に、従業員用の保養所を建設する目的で、C社が所有する日本国内の山間部に所在する乙土地を1億5,000万円(時価)で取得することにし、米国に所在するB社のNY支店において、乙土地の譲渡に係る契約を締結した。同日に、その譲渡による対価は、NY支店が開設した米国に所在する銀行口座からC社の銀行口座に送金された。なお、C社は、米国に本店が所在する外国法人である(事実②)。

問2 事実②に関して、B社からC社への送金は、B社において、所得税法上、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。



■資格の大原 2023年合格目標論文応用演習 第4回 租税法 第1問 問題1 問3

問題1 次の事案について、以下の問1～問4に答えなさい。

A社は内国普通法人であり、B社は外国普通法人である。いずれも4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。

B社は、日本国内に支店を有している。B社は、令和4年11月に、日本国内での事業を縮小するために所有している土地（帳簿価額1億円、時価2億円）をA社に対して2億円で譲渡した（事実③）。

問3 事実③について、外国法人に土地の購入代金を支払ったA社に対して、課税上どのような義務が課されるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

企業法の的中中間問題をご紹介します！

■令和5年論文式試験 企業法 第1問 問題2

第 1 問 (50点)

取締役会設置会社である甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、種類株式発行会社でなく、その定款には、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨及び株券を発行する旨の定めがある。定款にその他の別段の定めはない。

甲会社の経営は低迷し、過去5年間にわたり剰余金の配当がなかったため、甲会社の発行済株式総数の40%を保有するAは、日頃から甲会社の経営に不満をもっていた。Aは知人の経営コンサルタントBに甲会社の経営の立て直しのために知恵を貸してほしいと相談したところ、BはAの保有する甲会社株式の全部(以下、「本件株式」という。)を譲り受け、B自ら甲会社の株主として経営の立て直しに関与すること、さらに、甲会社の経営が改善した暁にはAに有利な買戻金額でもって本件株式を返還することを提案した。

Aは、Bの提案に応じることに躊躇していたが、Bから万事任せると強くと促され、最終的にはA及びBの間で本件株式の譲渡について合意が成立した。

この場合において、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。ただし、 **問題 1** と **問題 2** とは別個独立のものとする。

問題 2 Bは、甲会社に対し、株券を提示して、Bによる本件株式の取得を承認するか否かの決定をすること、承認しない旨の決定をする場合には、甲会社又は甲会社の指定する者が本件株式を買い取ることを請求した(以下、「本件譲渡等承認請求」という。)

甲会社は、取締役会においてBによる本件株式の取得を承認しない旨の決定をし、本件譲渡等承認請求の日から10日後に、その旨をBに通知した。当該通知の日から1か月後に、株主総会の特別決議(以下、「本件決議」という。)により、甲会社自らが本件株式を買い取る旨の決定をし、その旨をBに通知した。しかし、甲会社は、本件決議については、特別の利害関係を有するという理由から、Aの議決権の行使を認めなかった。

甲会社の株主Cは、本件決議においてAの議決権行使が認められなかったことを理由に、本件決議の日から3か月以内に株主総会決議取消しの訴えを提起した。当該訴えにおいて、Cがすべき主張及び当該主張の当否について論じなさい。



■資格の大原 2023 年合格目標 企業法 論文応用演習 第2回 第2問 問題2

公開会社である甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、代表取締役をAとし、監査役B、C及びDからなる監査役会を設置している。また、甲会社の株主は、総株主の議決権の70%を保有する株主X、3%を保有する株主Y及びその他の零細株主で構成されている。この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、**問題1** 及び **問題2** は独立した問題とする。

問題2 甲会社は、Xの要請に応じ、Xの保有する甲会社株式の一部を有償で取得することとした。そこで、甲会社は、取締役会決議により、Xからのみ甲会社の株式を取得する議案（以下、「本件議案②」という。）を決定し、定時株主総会に提出した。そして、定時株主総会（以下、「本件総会②」という。）において、本件議案②は可決された。その後、本件総会②の決議は、X以外の株主が全員本件議案②に反対したものの、Xが議決権を行使し、賛成したことにより可決されていたことが発覚した。この場合において、Yが本件総会②の決議の効力を争う方法及びその効力について論じなさい。なお、甲会社の定款には、自己株式の取得に関連する別段の定めはないものとする。

企業法の的中問題をご紹介します！

■令和5年論文式試験 企業法 第2問 問題1

第2問 (50点)

乙株式会社(以下、「乙会社」という。)及び丙株式会社(以下、「丙会社」という。)は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。乙会社は丙会社の発行済株式の全部を保有しており、乙会社の発行済株式の全部はAが保有していた。令和3年8月26日当時、乙会社及び丙会社は監査役設置会社であり、乙会社の取締役は、Aの配偶者B、C及びDの3名で、Cが代表取締役であり、丙会社の取締役は、B、C及びEの3名で、Cが代表取締役であった。乙会社は丙会社等の複数の事業会社を傘下として企業集団を形成しており、その経営方針はBが実質的に決定していた。

Bの丙会社の経営方針に不満を有していたC及びDは、乙会社の完全子会社である丁株式会社の取締役であるFに対し、Bを丙会社の経営から排除したい旨を話し、丙会社の発行済株式の全部を買取るよう依頼した。令和3年8月26日に開催された乙会社の取締役会(以下、「本件取締役会」という。)では、C及びDが出席し、乙会社が保有する丙会社の株式の全部をFに1000万円で譲渡すること(以下、「本件株式譲渡」という。)が出席取締役の全員一致で承認された。本件取締役会の招集通知は、B以外の役員については適法に発せられたが、Bには発せられておらず、Bは本件取締役会に出席することができなかった。Fは、C及びDの意思が強固で意見の変更はあり得ず、Bが本件取締役会に出席しても決議の結果には影響しないと考えて、Bの欠席の理由について特段の確認をしなかった。

以上の事実関係を前提として、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい(ただし、**問題1** と **問題2** とは別個独立のものとする。)。なお、本件株式譲渡は、重要な財産の処分には該当するが、株主総会の決議による承認を要する事業譲渡等には該当しないものとする。

問題1 本件取締役会の決議の有効性について論じなさい。



■資格の大原 2023年合格目標 企業法 論文直対演習 第3回 第2問 問題2

甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、代表取締役をAとし、B及びその他3名を取締役とする公開会社であり、かつ、監査役設置会社である。

Aは甲会社の創業者であるが、93歳と高齢であり、また、甲会社に甚大な損害をもたらす不正な取引に関与しているとの情報があった。そこで、A以外の全取締役及び全監査役は、早急にAの代表取締役及び取締役たる地位を剥奪すべきと考えた。この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、甲会社では、取締役会の招集権者を特定の取締役に限定する旨の定めは設けられておらず、また、 **問題1** 及び **問題2** はそれぞれ独立したものとする。

問題2 Bは、Aを取締役から解任する議案を臨時株主総会に提出するため、当該議案の決定に関する取締役会（以下、「取締役会②」という。）の招集を適法に行った。そして、Aを含む取締役及び監査役全員が出席して取締役会②が開催されたが、BはAが本件決議に関する特別利害関係人に該当するとして決議には参加させず、取締役会②の決議はAを除く全員一致の決議により可決された。この場合の取締役会②の決議の効力について説明しなさい。

■資格の大原 2023年合格目標 テキスト論文総まとめ p. 253

【支配株主取締役に対する招集通知漏れと「特段の事情」の有無（東京高判H30.10.17）】

一人株主たる取締役又は一人株主の意思決定に大きな影響力を有する取締役（以下、「支配株主取締役」という。）が取締役会の審議に与える影響力は、株主の意向が極めて重視されるべき事項（会社の経営の基本方針に大きな影響を与える事項）を取締役会において審議する場合には、非常に大きなものがある。支配株主取締役は、実質的に会社の支配権を有し、取締役の選任及び解任を実効する直接の権限を有し、これに伴い取締役又は取締役であった者に対する責任追及を行うかどうかについても大きな影響力を有するため、その取締役会の審議に及ぼす影響力は計り知れないからである。取締役会開催前に取締役の過半数が支配株主取締役とは異なる意見を持っていたとしても、また、その意見が強固なものであったとしても、実際を取締役会の議事進行の過程において支配株主取締役の意見が明らかになれば、取締役会決議の結果がどのように転ぶかは、全く未知数というほかはないのである。そうすると、支配株主取締役に対する取締役会の招集通知の欠如があった場合に、通知を欠く取締役が出席してもなお決議の結果に影響を及ぼさないと認めるべき特段の事情があるとは、考えられない。

企業法の的中問題をご紹介します！

■令和5年論文式試験 企業法 第2問 問題2

第 2 問 (50点)

乙株式会社(以下、「乙会社」という。)及び丙株式会社(以下、「丙会社」という。)は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。乙会社は丙会社の発行済株式の全部を保有しており、乙会社の発行済株式の全部はAが保有していた。令和3年8月26日当時、乙会社及び丙会社は監査役設置会社であり、乙会社の取締役は、Aの配偶者B、C及びDの3名で、Cが代表取締役であり、丙会社の取締役は、B、C及びEの3名で、Cが代表取締役であった。乙会社は丙会社等の複数の事業会社を傘下として企業集団を形成しており、その経営方針はBが実質的に決定していた。

Bの丙会社の経営方針に不満を有していたC及びDは、乙会社の完全子会社である丁株式会社の取締役であるFに対し、Bを丙会社の経営から排除したい旨を話し、丙会社の発行済株式の全部を買取るよう依頼した。令和3年8月26日に開催された乙会社の取締役会(以下、「本件取締役会」という。)では、C及びDが出席し、乙会社が保有する丙会社の株式の全部をFに1000万円で購入すること(以下、「本件株式譲渡」という。)が出席取締役の全員一致で承認された。本件取締役会の招集通知は、B以外の役員については適法に発せられたが、Bには発せられておらず、Bは本件取締役会に出席することができなかった。Fは、C及びDの意思が強固で意見の変更はあり得ず、Bが本件取締役会に出席しても決議の結果には影響しないと考えて、Bの欠席の理由について特段の確認をしなかった。

以上の事実関係を前提として、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい(ただし、**問題 1** と **問題 2** とは別個独立のものとする。)。なお、本件株式譲渡は、重要な財産の処分には該当するが、株主総会の決議による承認を要する事業譲渡等には該当しないものとする。

問題 2 本件取締役会の決議後、Cは乙会社の取締役を解任され、Aが取締役に選任された。また、Cの後任の代表取締役にはBが選定された。本件取締役会の決議が無効であるとした場合、乙会社は本件株式譲渡の無効を主張することができるかについて論じなさい。



■資格の大原 2023 年合格目標 テキスト論文総まとめ p. 118

甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、総資産額が50億円である公開会社であり、かつ監査役設置会社である。甲会社は、当初は薬品の製造販売事業（以下、「薬品事業」という。）のみを行っていたが、その品質の高さが評価されて消費者の信頼を獲得し、その後、この信頼をもとに食品事業にも業務を拡大した。近年は、食品事業の業績が飛躍的に向上し、他方で、薬品事業の業績は低迷していた。そこで、甲会社の代表取締役Aは、薬品事業についての打開策を考えている。

この場合において、次の**問題1** 及び**問題2** に答えなさい。なお、**問題1** 及び**問題2** は独立した問題とする。

問題1 Aは甲会社の薬品製造機械の1つ（以下、「X機械」という。）を売却し、その売却代金を薬品事業の損失の補てんに充てようと考えた。そこで、Aは単独で当該X機械の売却を決定し、これをBに売却した。この場合、当該X機械の売却の効力について論じなさい。なお、X機械の売却は甲会社にとって「重要な財産の処分」（会社法362条4項1号）に該当するものとする。

令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

経営学的的中問題をご紹介します！

■令和5年論文式試験 選択科目(経営学) 第1問 問題2 問4

問4-1 E. シャインによる組織文化の多層性に関して、次の文章の空欄(イ)(ロ)(ハ)にそれぞれ当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下の①~⑥の中から一つ選びなさい。

組織文化には3つのレベルがある。第1のレベルが(イ)であり、これは最も目に見えやすい。第2のレベルが(ロ)であり、目に見えるものと目に見えないものを含んでいる。そして第3のレベルが(ハ)であり、組織の大半のメンバーがこれを当然視しているという意味で最も目に見えにくい。

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| ① (イ)一価値 | (ロ)一基本的前提 | (ハ)一人工物 |
| ② (イ)一基本的前提 | (ロ)一人工物 | (ハ)一価値 |
| ③ (イ)一人工物 | (ロ)一価値 | (ハ)一基本的前提 |
| ④ (イ)一価値 | (ロ)一人工物 | (ハ)一基本的前提 |
| ⑤ (イ)一人工物 | (ロ)一基本的前提 | (ハ)一価値 |
| ⑥ (イ)一基本的前提 | (ロ)一価値 | (ハ)一人工物 |



■資格の大原 2023 年合格目標論文基礎演習 第 1 回 問題 2 問 1

問題 2 次の文章を読み、以下の**問 1**～**問 3**に答えなさい。

：

E. H. シャインは、『組織文化とリーダーシップ』という書籍の中で、組織文化の理解・解読には、3つのレベルがあることを示した。まず、第1のレベルとして、**B**が挙げられる。これはオフィスのレイアウトなど、目に見えやすく表面的なレベルである。エピソード記述主義による組織文化論は、多くの場合、このレベルの議論にとどまっている。第2のレベルとして**C**が挙げられる。これは、第1のレベルの**B**が体現している意味に該当し、^(ア) 経営理念や社是・社訓という形で文章化され、可視的な場合もある。これらに比べて、より深く、かつ不可視的で解読が難しいのが第3のレベルの**D**である。これは、組織の大半の成員がもはや当然のことと思い、疑問視することのなくなった発想法などが該当する。

令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

経済学の的中問題をご紹介します！

■令和5年論文式試験 選択科目(経済学) 第3問 問題2

問題 2 ある独占企業は電力、ガス等の公益事業を運営する企業である。この独占企業が提供する財・サービス(以下、「財」とする。)の市場全体の需要関数は $Q = 50 - \frac{p}{2}$ (Q : 需要量, p : 財価格)である。この独占企業の費用関数は $c = 20Q + F$ (c : 費用, F : 固定費用)である。次の **問 1** ~ **問 4** に答えなさい。

問 1 この独占企業が利潤最大化を実現する供給量, 財価格及び厚生損失を求めなさい。また, このとき, この独占企業が正の利潤を実現するために固定費用が満たす条件を求めなさい。

問 2 政府が総余剰を最大化するように価格規制を実施した。この価格規制の名称を答えなさい。また, その価格及び総余剰を求めなさい。

問 3 **問 2** の政策の下で, この独占企業は損失が発生した。政府はこの独占企業の損失に対して補助金を与えるべきか否かを検討している。補助金を出したほうが総余剰が大となる条件を具体的な数値を用いて与えなさい。ただし, この独占企業は損失が発生している場合, 長期においては市場より退出する。

問 4 **問 2** の政策の下で, この独占企業は損失が発生し, 政府はこの独占企業に対して総余剰の最大化を実現することを前提として, 二部料金の設定を認めた。具体的には需要者1人当たりの需要量に関係なく一定の金額を支払う基本料金と需要量に対して1単位当たりの価格を従量料金とすると, 需要者1人当たりの基本料金及び従量料金を求めなさい。ただし, この財の需要者の総数は100人とし, 全ての需要者の個別需要曲線は同一であり, この独占企業の固定費用は500とする。

■資格の大原 2023 年合格目標論文直対演習 経済学 第4回 第1問 問題1

問題1 供給独占の特徴的なケースとして自然独占が存在する。今、市場需要関数は $x = 100 - p$ (x は財の数量、 p は財の価格) であるとして、自然独占に関する次の**問1**～**問3**に答えなさい。

問1 以下の文章の空欄を最も適切と思われるもので埋めなさい。

自然独占は費用逓減産業において発生する市場形態であり、必然的に最も効率的な1企業のみが生き残り市場が不完全になる。広範囲の生産量にわたって費用逓減が生じる原因には巨額の(ア)の存在や規模に関する(イ)などが挙げられる。これは生産費用の効率性という観点では望ましいとも言えるが、社会的には厚生損失が発生して市場が失敗する。そこで、政府は以下のような価格規制を実施することがある。

問2 まず、(ア)の存在のケースとして、独占企業の総費用関数は $C = 20x + 1200$ であるとするれば、自然独占における厚生損失は(ウ)である。ここで最適資源配分を達成させるためには(エ)価格規制が望ましく、総余剰は(オ)となる。しかし、このとき必ず発生するであろう(ア)と等しい大きさの赤字を補填するため、公的補助金や(カ)料金制を導入するにしても様々な弊害を伴う。そこで次善の策として、総余剰は多少損なわれるものの企業に赤字を発生させない(キ)価格規制が考えられ、総余剰は(ク)になる。このように独立採算の制約条件下で社会的余剰を最大化させるような価格はラムゼイ価格と呼ばれている。ただし、この場合でも政府が独占企業の平均費用を正しく把握することには困難を伴う。

令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの中(速報)

民法の的中問題をご紹介します！

■令和5年論文式試験 選択科目(民法)第6問 問題1・問題2

第6問 (50点)

Aが所有する美術品甲をBに売却する旨の売買契約(以下、「本件売買契約」という。)が、2023年4月末日に締結された(売買代金100万円、履行期は同年6月末日とされ、同日にAがBの住所地に甲を持参して、売買代金の支払と引換えに引き渡す旨が定められた。)

これを前提に、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、 **問題1** 及び **問題2** は、それぞれ独立した問いである。

問題1 本件売買契約の締結後間もなくして、BはAに対して、「代金額を50万円に値引きしてほしい。それ以上支払うつもりはなく、応じなければ甲を引き取らない。」と一方的に通告した。甲は本件売買契約に適合している上、経済事情の変動等も生じていないため、AはBに翻意を促したが、Bは頑なに上記の要求に固執し、履行期が到来しても全く態度を改めようとはしなかった。そのため、Aは甲をBの住所地に持参しないで行ったところ、同年7月7日、Bから「50万円を支払う用意はできているため、甲の引渡し及び引渡しがあるまでの遅延損害金の賠償を求める。」との連絡があった。

- (1) AはBの請求を拒むことができるか。
- (2) Aは直ちに本件売買契約を解除することができるか。

問題2 Aは履行期にBの住所地まで甲を持参したが、Bは甲の管理態勢がまだ整っていないとして引取りを拒んだため、やむなくAは甲を持ち帰って倉庫に搬入した。ところが、隣人の火の不始末によって発生した火災により倉庫が延焼し、甲は著しく損傷して修復できない状態となった。そこで、BはAに対して本件売買契約を解除する旨を通知したが、Aは解除の効力を争って、Bに対して売買代金の支払を求めた。

A及びBの主張の当否について論じなさい。



■資格の大原 2023 年合格目標論文応用演習 第3回 民法 第1問

中古車の販売業者であるAは、2023年4月10日、Bとの間で、X車を100万円で売却する契約(以下、「本件契約」という。)を締結した。その際、同年4月15日の引渡日においてAがB宅にX車を持参する旨及び同年4月30日にBがAに対して代金を支払う旨の合意がなされた。Aは引渡期日において、X車をB宅に持参したが、Bは、駐車場が確保できなかったとして、受け取りを拒絶した。そこで、Aはやむを得ずX車を持ち帰ることとなった。以上の事実をもとに、以下の各問題に答えなさい。なお、各問題及び各小問はそれぞれ独立した問題とする。

問題1 その後、Aは新たな売却先が見つかったとして、2023年4月25日に、本件契約を解除することができるか。

問題2 **問1** 代金支払日が到来し、Aは改めてB宅にX車を持参したが、それでもBは受け取りを拒絶し、代金を支払わなかった。その後、Aは本件契約を解除することができるか。

問2 AがX車を自己の店舗で保管中、2023年4月25日にX車が滅失してしまった場合、BはAからの代金支払請求を拒むことができるか。以下の各場合について論じなさい。

- (1) Aは、自己が所有する販売展示中の他の車については、屋根付きの駐車場に保管していたが、X車については屋根のない駐車場に放置していたため、X車が落雷により焼失した場合。
- (2) Aは、自己が所有する販売展示中の車と同様、X車についても屋根付きの駐車場に保管していたが、落雷により屋根付きの駐車場そのものが焼失し、X車も含めて保管されていた車全てが焼失した場合。

令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

統計学的的中問題をご紹介します！

■令和5年論文式試験 選択科目(統計学) 第8問 問題1問4

問 4 地域Aの住民400人を無作為に抽出したところ、180人がこの製品のブランドを認知していた。地域Cの住民400人を無作為に抽出し同じ調査を行ったところ、160人がこの製品のブランドを認知していた。地域Aと地域Cにおけるブランド認知率の差 $p_A - p_C$ を信頼係数90%で区間推定するとき、信頼区間の下限と上限を答えなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで答えること。

■資格の大原 2023年合格目標論文直対演習 第3回 統計学 第2問 問題3

3. あるサイトの利用状況について、女性1800人、男性1200人の計3000人を対象にアンケートを行ったところ、女性の利用率は5割、男性の利用率は3割であった。女性全体の利用率を a (%)、男性全体の利用率を b (%) として、 $a - b$ の95%信頼区間を答えなさい。計算結果に端数が生じる場合は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで答えること。